



# 事業主が負担する子育て費用

今月は、厚生年金に加入する事業主が負担している「子ども・子育て拠出金」についてご説明します。



**答える人**  
先生  
社会保険労務士

**聞く人**  
由香  
会社員33歳  
(社会保険担当)

## （事業主が全額負担する「子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)」）

●由香さんの厚生年金保険料と子ども・子育て拠出金を具体的に見てみましょう。

**保険料** は、**標準報酬月額(標準賞与額)** に **保険料率** を掛けて算出されます。

※標準報酬月額は、通勤手当を含む給与の総支給額を等級表に当てはめたもの(上限あり。原則として1年に1回見直しされます)  
※標準賞与額は、賞与額の1000円未満を切り捨てた額(上限あり)。

**子ども・子育て拠出金** は、厚生年金の **標準報酬月額(標準賞与額)** に **拠出率** を掛けて算出されます。

由香さんの現在の標準報酬月額は30万円ですので、**厚生年金保険料**と**子ども・子育て拠出金**は、次のとおりです。  
厚生年金保険料、 $300,000 \times 178.28 / 1000 = 53,484$ 円ですが、この半額26,742円が給与から天引きされます。  
※厚生年金保険料率は、平成28年6月現在のもの

標準報酬月額(円)	厚生年金保険料		子ども・子育て拠出金	平成28年3月分(4月末納付)
	本人負担	会社負担	会社負担	
300,000	26,742	26,742	450	$300,000 \times 1.5 / 1000 = 450$
			600	$300,000 \times 2.0 / 1000 = 600$

毎月、給与から天引きされる

●子ども・子育て拠出金の拠出率の引き上げ予定



## （子ども・子育て支援新制度とは）

子どもや子育てを取り巻く課題(待機児童問題、仕事と家庭の両立など)について、消費税増税分を活用し、子育て支援の量の拡充と質の向上を目指しています。新制度の取り組みは、市町村が地域のニーズに合ったものを整備し、実施しています。

### 子ども・子育て拠出金

子ども・子育て支援新制度では、厚生年金に加入する事業主が負担する「子ども・子育て拠出金」を財源として、右記の事業も実施しています。

- ◆児童手当
- ◆地域子ども・子育て支援事業  
放課後児童クラブ、病児保育、延長保育

## （平成28年4月からの子ども・子育て拠出金の拡充によって実施される事業）

出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実を図ります。具体的には下記の3点です。

- ① 企業主導型保育事業  
平成29年度末までに最大5万人の保育の受け皿を整備し、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る(多様な就業形態に対応した延長保育、夜間保育、休日保育など多様な保育サービスも可能)
- ② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- ③ 病児保育普及促進事業

### MEMO

#### 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から始まった新制度は、市町村が地域のニーズに基づいて作成した「子ども・子育て支援事業計画(平成27年4月からの5カ年)」によって進められています。地域で進められている事業は、お住まいの市町村のホームページなどでご確認ください。また、内閣府ホームページでも情報を発信しています(内閣府子ども・子育て本部Twitter(@sukusuku\_japan)やFacebookページもあります)。

※子ども・子育て支援法の改正法案は、平成28年3月31日に成立・公布されました。

**横山 玲子**  
社会保険労務士  
よこやま・れいこ  
横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>  
Twitterアカウント @mayokor

## 「子ども・子育て拠出金」とは

社会保険に加入する事業主は、以下の社会保険料などを毎月負担しています。

### 健康・介護・厚生年金保険料

3つの保険料は労使折半負担なので、給与・賞与から天引きした額と同額を事業主が負担しています。毎月の保険料は、翌月に控除され、翌月に納付されます(賞与は支払いのつど)。例:4月分保険料は、5月中に支給日がある給与から控除、5月末に納付

### 子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)

給与・賞与相当額に拠出率を掛けた金額を全額事業主が負担しています。保険料と同様に翌月末に納付されます(賞与は支払いのつど)。

### 拡充前(改正前)の使い道

- ◆児童手当  
中学校修了までの子を育てる父母などに、子の人数に応じて支給される手当です。財源は、国・地方・事業主拠出金で構成されています(ただし、父母などの所得要件あり)。
- ◆地域子ども・子育て支援事業  
●放課後児童クラブ ●病児保育  
●延長保育

**由香** 今年から社会保険の事務担当になり、毎月納付する保険料を確認しています。5月末の納付額が少し増えたのですが、入退社も保険料率改定も無いのになぜでしょう？

**先生** 事業主が全額負担している「子ども・子育て拠出金(以下、事業主拠出金)」の拠出率が4月から引き上げられた分ですね。

**由香** 毎月納付しているのは、健康・介護・厚生年金保険料で、給与天引きした分と会社負担分を合わせて納付ということになっていきますよね？ 拠出金とは何ですか？

**先生** 児童手当などの費用の一部を、厚生年金に加入する事業主が「事業主

拠出金」として負担しているのです。  
**由香** 事業主拠出金は、どのように計算されているのですか？

**先生** 健康・介護・厚生年金保険料のように、給与や賞与の額によって算出されています。

**由香** そうだったのですか。4月に拠出率が上がったのはなぜですか？

**先生** 子ども・子育て支援法が改正され、事業主拠出金を拡充して、待機児童解消のために保育の受け皿を増やすこととなりました。

**由香** 事業主拠出金の使い道は、児童手当だけではないのですか。もう少し詳しく知りたいです。

**先生** では、ご説明しましょう。